

海津市通学路交通安全プログラム



海津市通学路安全推進会議

1.プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。この通達に沿って海津市におきましても各小学校の通学路における『緊急合同点検』を実施したところです。

本緊急合同点検では、海津警察署、市建設課、市総務課、市教育委員会及び学校関係者の出席のもと、市内小学校及び海津特別支援学校の通学路の現状確認を行うとともに危険箇所の対策を検討したところです。

海津市では海津市総合開発計画で『安全で快適な生活環境のまちづくり』を施策として掲げ、生活安全の推進を図るために、交通安全対策の充実を進めており、特に次世代を担う子供たちの安全を確保するための通学路の安全対策は本市の最重要課題となっております。これまでに実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、今後も継続的に取り組むため、『海津市通学路交通安全プログラム』を策定しました。このプログラムは、通学路に関係する機関、部署、団体の連携体制を構築し、計画的、継続的に通学路の安全対策を図ることを目的としたものです。今後、このプログラムに基づき、『事故のない安全で安心な通学路の確保』を目指してまいります。

2. 海津市通学路安全推進会議

通学路については、実際に通学路を利用する児童生徒への安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのような現状を踏まえ、今後は各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下にあげる機関、団体による「海津市通学路安全推進会議」を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

【推進会議構成メンバー】

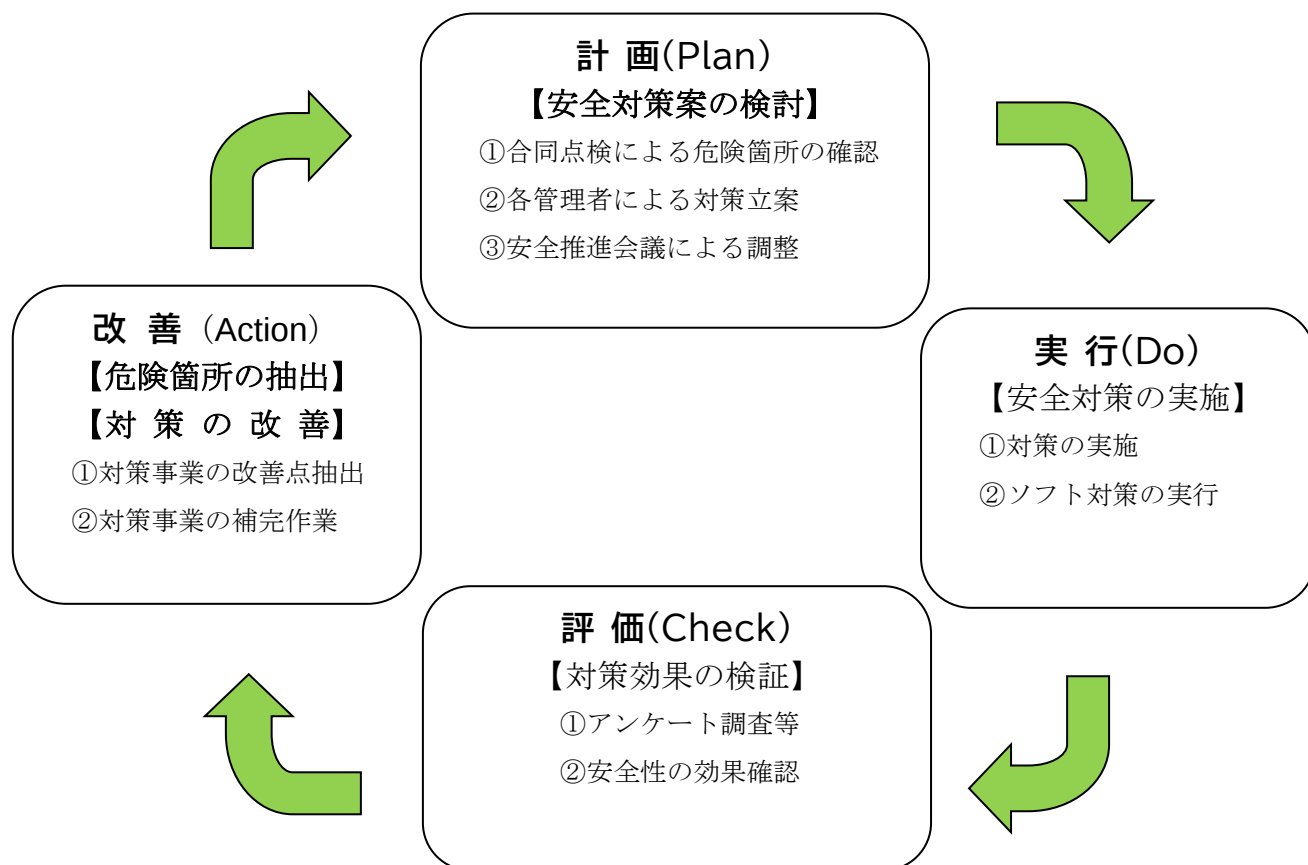
機関・団体名	主な役割	備考
海津市教育委員会学校教育課	児童生徒への指導、教育	学校関係者
海津市教育委員会教育総務課（事務局）		
小学校校長会、中学校校長会		
県立海津明誠高等学校		
県立海津特別支援学校		
海津市PTA連合会		
海津警察署	道路交通に関する全般 （交通規制、取締り等）	交通管理者
国土交通省岐阜国道事務所大垣維持出張所	道路施設に関する全般 （道路施設の整備、維持等）	道路管理者
岐阜県大垣土木事務所		
海津市都市建設部建設都市計画課		
海津市市民生活部生活・環境課	交通安全指導、啓発	交通安全担当

3. 通学路安全対策への取り組み

海津市では、平成24年度に教育委員会、学校関係者、警察署及び道路管理者等による通学路の緊急合同点検を実施しましたが、今後通学する児童生徒数の変遷等により通学路の変更が生じることや、交通状況の変化、道路施設の老朽化等による危険箇所の発生などが考えられることから、合同点検を継続的に実施し、通学路の安全対策を行うことで通学児童・生徒の安全確保を図ります。

安全対策実施後については効果の検証を行い、効率的、効果的な対策手法の確立とともに、更なる安全対策の向上を図ってまいります。

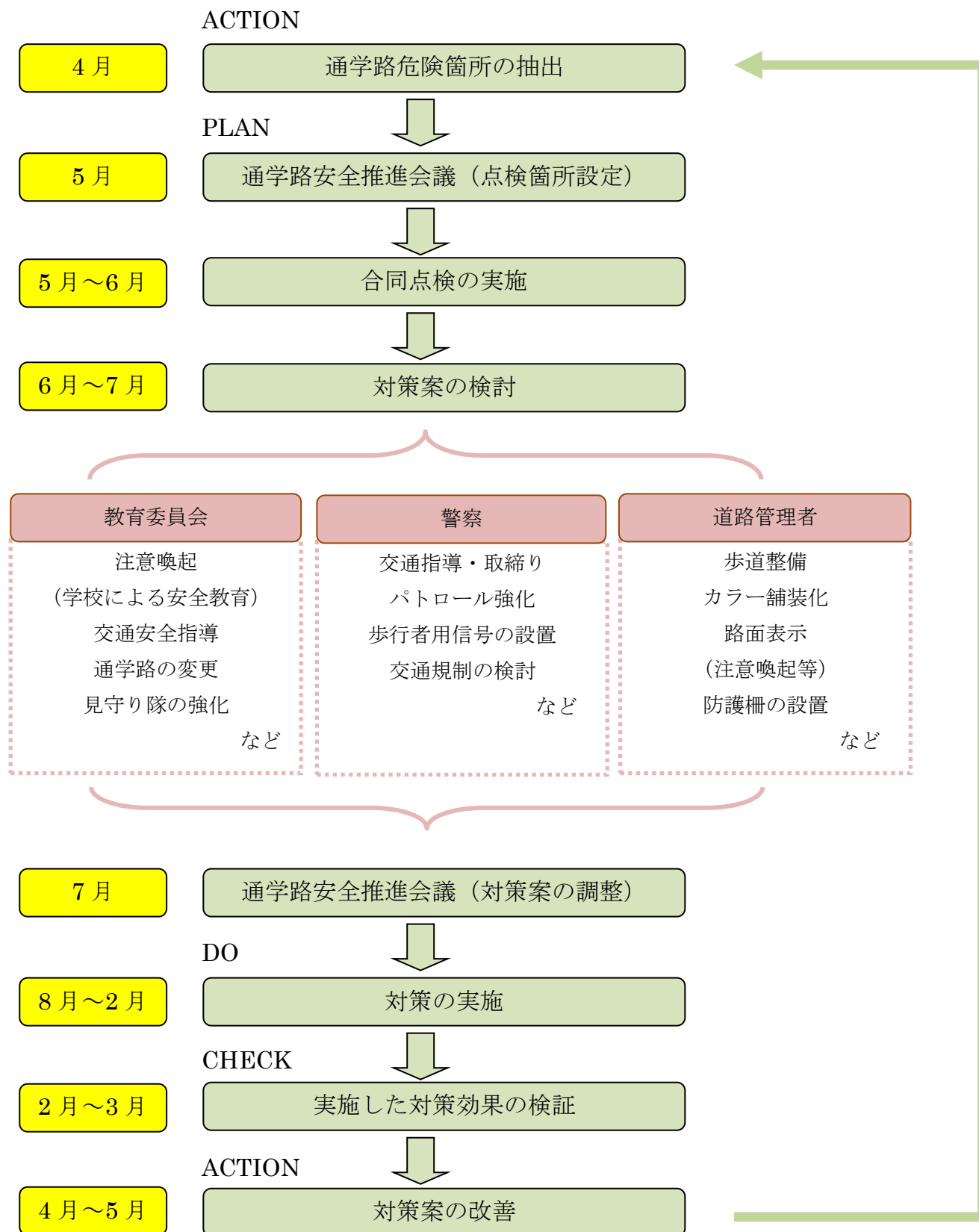
■通学路安全確保に向けたPDCAサイクルのイメージ



■年間スケジュール

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	推進会議 (危険箇所の共有)		推進会議 (対策案の調整)							推進会議 (対策効果の検証)	
通学路危険箇所の調査	合同点検実施	対策案の作成		対策の実施（対策が複数年となるものは次年度以降の予算措置対応）							

4. 通学路交通安全プログラム フロー図



5. 通学路危険箇所合同点検

(1) 危険箇所の抽出

4月以降、新たに設定された通学路も含め、全ての通学路について小・中学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた『学校関係者』により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出及び、危険度、緊急度について、下記の危険・緊急区分に基づいて分類案を作成し、通学路安全推進会議に諮ります。

(概ね4月に実施、調査結果は教育委員会へ提出)

なお、調査時に危険度・緊急度が特に高いと判断された危険箇所については、合同会議への調査結果の提出を待つことなく、関係管理者に危険箇所を報告します。報告を受けた各管理者は、個別に調整、実施を検討します。

■危険・緊急度の区分について

危険・緊急度	度合いの区分	具体的事象
A	緊急に対応が必要	・児童、生徒、ドライバー等が危険認識をし、注意していても事故の発生が予想される箇所 ・調査時までに事故が発生した箇所 など
B	速やかに対応が必要	・児童、生徒、ドライバー等の危険認識が欠如した場合に事故発生が予想される箇所 ・通学時、『ヒヤリ』と感じた箇所 など
C	児童生徒の安全のために必要	・事故発生の危険性は高くないが、改善の必要があると判断される箇所 ・調査時までに事故や『ヒヤリ』は発生していないが、事故の可能性がある箇所 など

《関係機関・団体の役割》

1. 学校関係者

- (1) 校区内の通学路を点検し、通学路の危険箇所を抽出
- (2) 児童生徒等『こども目線』での危険箇所の聞取り
- (3) 警察、道路管理者への点検要請

2. 交通管理者

- (1) 学校関係者からの要請により、交通管理者の見地から通学路の危険性を抽出

3. 道路管理者

- (1) 学校関係者からの要請により、道路管理者の見地から通学路の危険性を抽出

(2) 通学路安全推進会議

各学校から提出された危険箇所は、教育委員会が取りまとめ、通学路安全推進会議において合同点検を実施する箇所を設定します。(概ね5月中旬)

また、合同点検及び対策案の策定後、関係機関の対策案を同会議にて精査・調整することにより効果的な通学路の安全対策の実施を目指します。(概ね7月末)

■推進会議では主に以下の点について協議、調整を行います。

- 各学校から提出された危険箇所の危険・緊急度についての精査
- 合同点検の参加者（推進会議構成メンバー以外も）、日程の調整
- その他、推進会議構成メンバーで協議・調整が必要な事項
- 合同点検実施後、各関係機関により立案された対策案の精査及び調整
- 対策実施に向けた関係部署の連携確認

(3) 合同点検の実施

教育委員会、学校関係者（教職員、PTA役員、保護者）、道路管理者、警察、自治会等が参加して推進会議で設定された箇所の合同点検を実施します。

(5月～6月ごろ)

(4) 対策案の検討

合同点検の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関により検討いたします。また、対策案については、後日開催する推進会議にて(7月開催予定)関係機関での調整を行い、より効果的な対策の実施を目指します。

(5) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの（ラインの塗替え、路面表示、カラー舗装など）については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。

また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号機設置など）についても整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置、改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に対しお知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

(6) 対策効果の検証

実施した対策について、通学路の安全性についての効果を検証します。

■検証手法例

- 対策箇所の通学児童・生徒及びその保護者やスクールボランティアの方々にアンケート等を実施し『ヒヤリハットの軽減』といった安全対策効果の確認
 - 対策箇所における車と歩行者との離隔、車両の徐行通行状況といった変化を確認し、歩行者（通学児童・生徒）の安全性を確認
 - 対策箇所における事故件数推移の確認
- ※検証手法については、対策箇所の利用状況に応じて検討いたします。

(7) 対策案の改善

検証によって得られた意見を踏まえ、対策案の改善を図りより効果的な対策を講じるよう努めます。

6. 通学路危険箇所の公表

- (1) 危険箇所の位置や対策内容については、関係者間の認識を共有することに加え、『通学路の安全』に対する市民の認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策内容が確定した段階で『通学路安全対策一覧表』及び『通学路安全対策箇所図』を海津市ホームページにて公表します。

